

「計画委託解約で違法」

監査委員 予算処理巡り報告

東久留米市のイオン誘致

東久留米市のイオンショッピングセンター誘致問題で、地区計画の策定業務を委託したコンサルタント会社と市の契約解除について調べていた市監査委員は18日、「地方自治法や規則に違反しており、事務処理が不適切だった」とする臨時監査結果をまとめ、野崎重弥市長に報告した。市は同日、「不適正な事務執行にかかる再発防止委員会」の設置を決めた。

取ったとする書類を作成した。このため会計年度の独立などを定めた法に違反したと結論づけた。現在も未納になっている一部の電子データ42万

都市計画基本方針と地区計画

都、誘致で整合性求める

東久留米市のイオン誘致に絡み、都が05、06年、市のまちづくりの基本方針「都市計画マスタープラン」(都市マス)と誘致のための地区計画の整合性を図るよう、市に指摘していたことがわかった。市は「誘致は都市マスに合致している」と説明してきたが、都の指摘などを受けて今年10月、都市マスの一部改訂にあたる「土地利用転換計画」案を策定したとみられる。

都の指摘は、イオン誘致で市から地区計画策定を委託されたコンサルタント会社を作成し、11月末に市役所内で見つかったとされるCD-Rの中に「議事要旨録」として保存されていた。市は都市計画法の「再開発等促進区を定める地区計画」を用いてイオンを誘致する方針で、都市計画決定には都の同意が要件になる。

ところが、05年5月、06年1月の都市土地利用計画課と市都市計画課との6回の協議で、都は市に

円分については、早急に対応するよう求めた。市幹部は「納品または代金返還を求めて業者と交渉する」としている。野崎市長は、この問題や市議会への「文書隠し」問題で関係者の処分を検討しているが、再発防止委の結果報告を待つため、時期は年明け後になる見込みだ。

は、市議会の「一部から疑義が出ている」ということだ」と批判しているが、市は「都市マスの骨格部分の変更ではなく問題ない」としている。

域への商業施設誘致に

問題となったのは、04年度に契約されたイオン誘致の地区計画策定に関する業務委託で、都市建設部と総務部が監査を受けた。

越しを考えたが、06年1月下旬、同一予算の再繰り越しが法的に認められないことに気づき、期限前日の2月9日、急ぎで契約を解約した。

市は、未完成の報告書など、その時点までの対価として555万円を支払ったが、電子データについては翌年度の納品が分かつていたのに、受け